**水と緑と公園課との面談記録**

**（　要旨　）**

2020/11/17

　　小平井戸の会

金子尚史

・日　時：令和2年11月12日（水）14：00～14：40

・出席者：（水と緑と公園課）佐藤課長、鹿島課長補佐、小島係長

　　 　 （小平井戸の会）竹井議員　金子代表（記録）

・面談の目的：

　　小平井戸の会がクライドファンディングを使って「合気公園（仮称）」に井戸を設置す

る提案に対して、小平市の考えと、提案を受け入れてくれた場合の具体的な手続きにつ

いて話し合う。

・面談の背景：

　1.公園の井戸について

（1）多くの自治体で公園に防災用の井戸がある。小平市は一つもない。

（2）市民は防災と親水のために公園内に井戸の設置を望んでいる。

　2.クライドファンディングの利用

　　　（1）H28/9月定例会の竹井議員の一般質問の中で、クラウドファンディングによる

公園の井戸設置について、当時の環境部長から協議したい旨の発言があった。

　　　（2）R2/7/27「旧佐川邸の公園化を考える会」と水と緑と公園課との話し合いの中で、佐藤課長から「市民から公園内の井戸の設置の『公園占用許可』申請を提出し、もし内容に問題がなければ許可できる可能性がある」との発言があった。

・面談の記録（要旨）

水と緑と公園課：

　　（1）現在、市は公園内に井戸を作る考えはない。

（2）理由は井戸の必要性がないこと、井戸の維持管理に費用がかかること。

　　（3）市民が公園に井戸を作りたい場合『公園占用許可』の提出が必要になる。

　　　　 その場合は井戸の所有権は市民で、市は必要な場所を無償で提供することになる。

　　（4）事前に『覚書』を取り交わし、下記のことを明確にしておく必要がある。

　　　　　①　井戸が不要になった時は責任をもって撤去し、原状回復を図ること。

　　　　　②　日常の井戸の維持管理は市民が責任をもって行うこと。

③　上記で周辺住民や自治会が関わる内容を具体的に示すこと。

　　　　　③　井戸に関わる事故があった場合、責任は設置者で、市は責任を負わない。

　　　　　④　井戸水の排水についても設置者が対応すること。園内の池に流すことは蚊の

発生などから認められない。

　　　　　⑤　もし排水に池を使う場合は池の維持管理も市民が行うこと。

　　　　　⑥　揚水規制、下水道料のためのメーターの設置など諸問題をクリアにすること。

　　（5）上記の『覚書』を取り交わす前に「案」を提出して頂きたい。内容を検討してか

ら市として受けるかどうか決めたい。その場合は市が『覚書』の担保がとれるか

どうかが判断の決め手となる。

　　（6）合気公園以外の他の公園の井戸の設置については、本件の導入の結果を見てから

判断したい。

小平井戸の会：

　　（1）本日の面談の内容を「旧佐川邸の公園化を考える会」に報告する。

（2）上記会の中で諮ったうえ、近日中に『覚書』の原案を市に提示したい。

＊＊＊＊＊＊＊

会議終了後（同日）に、佐藤課長より電話があり、国の『都市公園法』で井戸が「都市公園の占用の許可」の対象になっていないため、本日の話し合いは実現不可能であるとの連絡があった。佐藤課長より関係法令の抜粋が送られてきたので参考までに添付する。（別紙）

－　以上　－

（文面の確認）

　2020/11/18　佐藤課長